

「LEC 2012年似ていてちょっと違うところスッキリ講座」テキストから  
第44回本試験【択一式】雇用法の出題が**論点的中**しました！！



LEC教材掲載内容(抜粋)

※実際の教材では赤字にはなっていません。

似ていてちょっと違うところスッキリ講座 p.47 (RU12661)

4) 支給日数の限度→失業月の前2月間の印紙保険料の枚数によって

- 26～31枚・・・・・・・・・・1月に**13日**を限度
- 32～35枚・・・・・・・・・・1月に14日を限度
- 36～39枚・・・・・・・・・・1月に15日を限度
- 40～43枚・・・・・・・・・・1月に16日を限度
- 44枚以上・・・・・・・・・・1月に**17日**を限度

3) 支給額→26日分以上のうち

- ①第1級印紙保険料が24日分以上 **=7,500円**
- ②第1級及び第2級印紙保険料が24日分以上  
又は24日分の平均額が第2級印紙保険料以上=**6,200円**
- ③その他 **=4,100円**

本試験出題はこうでした！

択一式 雇用法 問6 B肢及びC肢

B 日雇労働被保険者が失業した日の属する月における失業の認定を受けた日について、その月の前2月間に、その者について納付されている印紙保険料が通算して28日分である場合、日雇労働求職者給付金のいわゆる普通給付は、その月において通算して**13日分を限度**として支給される。

(⇒○)

C 日雇労働求職者給付金の日額は、日雇労働求職者給付金のいわゆる普通給付も、いわゆる特例給付も、現状では、**7,500円、6,200円及び4,100円**の3種類である。

(⇒○)

的中!